○総務省告示第百九十六号

無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第四十七号）附則第三項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百六十六号（超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

第二項の表中「一三八度二八分二三・二秒」を「一三八度二八分二三・二秒」に、「三五度五六分四〇・九秒」を「三五度五六分四〇秒」に改める。

○法務省告示第百六十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年五月十一日から効力を生ずる。

平成二十五年四月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪府泉南郡岬町長

○法務省告示第百六十一号

岩手県上閉伊郡大槌町役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年五月二十四日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大槌町役場又は盛岡地方法務局宮古支局に照会すること。

平成二十五年四月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第二十六地割三十六番地　黒澤徳右衛門

同町大槌第三十二地割二十一番地の一　三浦　儀三

同町吉里々々第八地割六番地　藤原　由松

同町吉里々々第十地割二十六番地　川向　刃松

○法務省告示第百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第一船橋国際外語学院の項中「船橋国際外語学院」を「インターナショナルスクール船橋」に改め、同表中日本外国語学院の項を削り、同表広島国際ビジネスカレッジの項中「広島国際ビジネスカレッジ」を「専門学校広島国際ビジネスカレッジ」に改める。

別表第四ＫＬＳ名古屋日本語学院の項の次に次のように加える。

中日本外国語学院	愛知県

別表第五に次のように加える。

総合学園ヒューマンアカデミー大阪校	大阪府

○外務省告示第百六十二号

平成二十五年三月十八日にコロンボで、高速道路・道路交通情報提供システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　高速道路・道路交通情報提供システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十五年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六十三号

平成二十五年三月十八日にコロンボで、浚渫（しゅんせつ）船建造計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　浚渫（しゅんせつ）船建造計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億八千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十五年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六十四号

平成二十五年三月十八日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億五千万円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十五年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六十五号

平成二十五年三月十八日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十五年四月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第百五十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年四月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ162系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシＭＩＲ604系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent5307系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ1507系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシＧＡ21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ162系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＩＲ604系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシEvent5307系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ1507系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統を掛け合わせた品種	シンジェンタジャパン株式会社